

令和8年4月1日

港区建築主事の事務の執行に関する規程第4条第2項の規定に基づき、区長が指名した建築基準法施行規則第3条の13第1項に規定する特定建築基準適合判定資格者である建築主事は、以下のとおりです。ただし、建築基準法第6条の3第1項第2号に掲げる確認審査を除く。

野口 孝彦